

J R川越線荒川橋りょうの複線化仕様での架換えに関する協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、J R川越線荒川橋りょうの複線化仕様での架換えに関する協議会（以下「本会」という。）という。

(目 的)

第2条 本会は、J R川越線荒川橋りょうの複線化仕様での架換えに関して検討すること等を目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、別表の会員及びオブザーバーをもって組織する。

(会 議)

第4条 本会に議長を置き、埼玉県企画財政部長をもって充てる。

2 本会の会議は、議長が招集する。

3 議長は、必要があると認めるときは、本会の会議に会員及びオブザーバー以外の者の出席を認めることができる。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、埼玉県企画財政部交通政策課に置く。

(雑 則)

第6条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項については、議長が定める。

附則

この規約は、令和2年11月5日から施行する。

(別表)

J R川越線荒川橋りょうの複線化仕様での架換えに関する協議会

構成団体及び職名

区分	構成団体	職名
会員	さいたま市	都市局長
	川越市	都市計画部長
	埼玉県	企画財政部長
	国土交通省	関東地方整備局河川部長
オブザーバー	J R東日本	大宮支社企画室長